一　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項
二　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
三　第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項
ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項
ニ　保証の総額、件数その他の事項
ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項
四　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
五　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項
六　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
七　第十条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、第一条第一号に掲げる事案に係る危機対応業務については、国際的な金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

○厚生労働省告示第六十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　アルブミン　加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
二　組織接着剤　フィブリノゲン加第Ⅻ因子及びフィブリノゲン配合剤
三　血液凝固第Ⅷ因子　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子
四　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子
五　インヒビター製剤　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子
六　トロンビン　トロンビン（人由来のものに限る。）
七　人免疫グロブリン　人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH四処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
八　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン
九　抗破傷風人免疫グロブリン　抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第一　平成二十三年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成二十三年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第一のとおりとする。

第二　平成二十三年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第一及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成二十三年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第二のとおりとする。

第三　平成二十三年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第二を踏まえ、平成二十三年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、九十五万リットルとする。

第四　平成二十三年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成二十三年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第三のとおりとする。

第五　その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

一　原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。